令和5年7月28日 庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事の1期工事完成日の再延伸に伴う違約金等の協議状況について

1 主旨

本庁舎等整備工事の1期工事の完成予定日について、工事受注者である大成建設株式会社東京支店(以下、「大成建設」という。)による「世田谷区本庁舎等整備工事における工程遅延に係る経緯等報告書(1期工事)(令和5年6月9日付)」の提出等を受け、遅延の経緯、原因等の検証を行った上で、区として、大変受け入れがたい事態であるものの、昨年12月に当委員会において報告した2か月の延伸と合わせて計8か月間延伸することはやむを得ないと判断した。

現在、1期工事完成日の延伸に向けて、大成建設との契約書に基づき、違約金等に関する協議を行っており、以下、区が大成建設に求める内容等を報告する。

2 1期工事完成日延伸に伴う違約金等について

(1) 工程延伸に伴う遅延違約金(1期工期分)

遅延違約金として、契約金額のうち1期工事相当の額、約183億円について、本工事請負契約約款に基づき、1期工事完成日を令和5年7月31日から令和6年3月29日とした遅延日数(242日)に応じ、年3%の割合で計算した額、約3億6000万円を請求する。

(2) 技術提案不履行に伴う違約金

大成建設の責により1期工事に著しい工程遅延を生じたことに対し、入札時の13項目の技術提案のうち、事業特性を考慮した施工体制や全体工期及び各工期の設定等の3項目を不履行と認め、契約に基づき、約4億1500万円の違約金を請求する。

(3)1期工事完成日延伸に伴う損害賠償

延伸に伴う区事業への影響については、現在、引き続き調査中である。上記(1)及び(2)の違約金と合わせて、区及び区民に及ぼす損害について誠意をもって賠償するよう、大成建設と協議中である。

3 違約金等の支払いについて

上記2の違約金等は、本工事請負契約約款に基づき、1期工事代金の支払い時に相殺する。なお、2(3)の1期工事完成日延伸に伴う損害賠償については、1期工事代金の支払い時点では確定していないため、当該時点で確定した損害のみをまず相殺し、その後発生する損害については請求を放棄することなく、2期工事以降に相殺または請求を行う。

4 1期工事の更なる工程延伸防止に向けた契約上の工夫の導入

1期工期が延伸され、区及び区民に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、大成建設には、人員・機材等を調整のうえ、迅速かつ的確な工事実施に向けて、最大限努めるよう要請する。今後、万が一、大成建設の責めに帰すべき事由により1期工事に更なる工程延伸が生じた場合には、上記2の違約金等に加え、2(2)の技術提案不履行の減点を追加し、約1億3800万円の違約金を求める。

5 今後の予定

令和5年 9月中旬迄 1期工事の完成予定日を変更する変更契約の締結

(9月29日 現契約における1期工事の完成予定日)

令和6年(3月29日 変更後契約の1期工事の完成予定日)

3月以降 1期棟検査合格後の竣工払いにおいて違約金等を相殺